秋田運輸支局長「功労者」表彰について

選考基準

　（１）自動車関係事業の役員として１３年以上又は事業者団体の役員として８年以

上、若しくは、当該事業又は団体に２５年以上勤務し、その功績が顕著な４８

才以上の現にその職にある者。

　（２）その他自動車関係事業の発達改善に尽力し、その功績が顕著な者。（又は団

体）

留意事項

　（１）「事業の役員」とは、取締役相当以上又は経営責任者をいう。

　（２）「事業者団体の役員」とは、理事等（理事制のない場合の理事相当職及び専務

理事制のない場合の事務局長等を含む）以上の役職をいう。但し、監事、顧

問、評議員、代議員等は含まない。

　（３）「当該事業又は団体に２５年以上勤務」として表彰する者は、事業又は団体の

役員であって、その期間が２年以上の経歴を有するものに限る。

　（４）年齢、年数は、表彰日現在で計算する。

　（５）候補者は、原則として当該事業者団体の長、若しくは、これに準ずる者の推

薦する者に限る。

　（６）候補者は、過去１年以内に東北運輸局長が所轄する関係法令違反による処罰

を受けていない者で、かつ、過去３年以内に道路交通法違反による処罰を受け

ていない者に限る。

　（７）選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道徳の欠如している者

等、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。

以上